◇**労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第二九五号）（厚生労働省）

1　適用除外製品等の見直し

次に掲げる物について、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成一八年政令第二五七号。㈠において「改正令」という。）附則第三条に規定する適用除外製品等ではないものとした。（附則第三条関係）

㈠　石綿ジョイントシートガスケッチングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。㈡において同じ。）を含有するガスケットであって、改正令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分（二〇〇度以上三〇〇度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

㈡　石綿を含有する断熱材（本邦において製造されるミサイルに使用されるものに限る。）

2　経過措置

㈠　1の㈠及び㈡に掲げる物のうち、この政令の施行の日（同㈡に掲げる物にあっては、平成二二年二月一日）において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五五条の規定は適用しないこととした。

3　施行期日

この政令は、平成二二年三月一日から施行することとした。ただし、1（同㈡に掲げる物に係る部分に限る。）は平成二二年二月一日から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第二九六号）（厚生労働省）

1　関係政令の整備等

㈠　船員保険法施行令の一部を改正し、船員保険制度のうち雇用保険及び労働者災害補償保険に相当する部分がそれぞれの制度に統合されることに伴う所要の整備を行うこととした。（第一条関係）

㈡　雇用保険法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。（第二条～第四一条関係）

2　経過措置

㈠　協会が承継する資産の価額の評価に関し、評価を行う評価委員の構成・人数及び評価の決定方法等所要の経過措置を定めることとした。（第四二条～第四五条関係）

㈡　雇用保険制度への統合に伴う所要の経過措置を定めることとした。（第四六条及び第六〇条関係）

㈢　船員保険特別会計の廃止に伴う所要の経過措置を定めることとした。（第五五条～第五七条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年一月一日から施行することとした。

◇**前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二九七号）（厚生労働省）

1　平成二二年度及び平成二三年度における後期高齢者負担率を一〇〇分の一〇・二六とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二九八号）（厚生労働省）

一　身体障害者福祉法施行令の一部改正関係

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳が交付される障害の範囲に肝臓の機能の障害を追加することとした。

二　公職選挙法施行令の一部改正関係

公職選挙法に基づき郵便により投票ができる身体障害者の範囲に肝臓の障害を追加することとした。

三　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正関係

障害者の雇用義務の対象となる身体障害の範囲等に肝臓の機能の障害を追加することとした。

四　戦傷病者特別援護法施行令の一部改正関係

戦傷病者に対する更生医療の給付等の対象となる身体障害に肝臓の機能の障害を追加することとした。

五　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

政　令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百九十二号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十二年一月一日とする。

外務大臣　岡田　克也
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百九十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。